

安全の手引き (ベトナム中部の安全マニュアル)

I はじめに

- 1 この手引きは次の点を踏まえて作成しています。
 - (1) 対象とする主な読者：主としてダナン総領事館管轄区域（クアンビン省以南ビンディン省、ザーライ省以北の地域）の在留邦人。
※住所又は居所を定めて滞在することを“在留”といい、在留する日本人を“在留邦人”と呼びます。
 - (2) 位置付け及び構成：外務省の「海外安全ホームページ」に掲載する地域情報「ベトナム」、「海外安全お役立ち情報」等を相互に補完するものとして作成しています。この手引きでは、特に「防犯」及び「緊急事態対処」に関しベトナムの事情に応じた内容を記載します。
 - I はじめに
 - II 防犯の手引き
 - III 交通事情・交通事故対策
 - IV 緊急事態対処マニュアル
 - V 緊急連絡先等
 - (3) 注意事項：この手引きは、在ダナン総領事館管轄区域について記載しています。
ダナン市周辺以外の地域の事情に必ずしも適合しない内容を含むこともあり得ますので、この点に関しご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 2 当地の在留邦人を含む外国人の安全確保は、一義的にはベトナム政府が責任を有しています。当館は邦人保護の観点から安全対策や不幸にも発生してしまった被害に関して、ベトナムの法令等に従って適切に解決が図られるよう可能な範囲で支援を行っています。
- 3 在留邦人の安全の確保に関しては、邦人コミュニティにおいて互いに協力し、注意を呼び掛け合うことが大切です。この手引きに掲載する内容は、皆様から寄せられる情報も活用しております。お気づきの点やご自身の経験談、安全に関する事等について情報を提供いただける方がいらっしゃいましたら、メールや電話等により随時当館宛にご連絡いただけますようお願いいたします。

II 防犯の手引き

- 1 防犯の基本的な心構え
 - (1) 当地においては、世界各地で見られる犯罪手口と同様の手口のものや他国ではあま

り見られない手口の犯罪も発生しています。ベトナムのみならず周辺各国や世界各国で発生している犯罪手口を事前に知っておくことは大変有益です。

(2) 総論

ア ベトナムでは、日本と概ね同様の一般的な権利の侵害行為（身体及び財産への加害等）は、犯罪に当たるとされています。また、犯罪の処罰等の手続についてはベトナムの刑事訴訟法に定められています。

イ 一般的な犯罪被害については警察において取り扱われます。犯罪被害の届出は犯罪発生場所を管轄する警察署に届け出ることとなっています。保険請求等に必要な場合には、警察に届出したことを証明する文書の発行を要請することができます。

なお、ベトナムにおいて犯罪被害の届出をする場合には、ベトナムの法律で犯罪と言える行為が実際に行われたどうかを確認する「立件」という手続があり、届出が受理されるまでに時間（１日～１か月程度）がかかるだけでなく、場合によっては受理すらされないこともあります。（防犯カメラにはっきり写っているまたは目撃者が多数いるなどの明確な証拠が必要とされる。）

現場の警察官は、ベトナム語しか通じない者がほとんどですので、届出の際は、職場の同僚（現地職員）や宿泊先ホテルの従業員の協力を得るなど、自身でベトナム語のできる者を帯同する必要があります。

ウ 犯罪被害者の権利を保護するため、資格を有する弁護士に依頼して法律上の手続を代理してもらうことも可能ですが、被害者本人の届出を求められることがほとんどです。弁護士を依頼する場合には、依頼者が個別に弁護士と契約することとなります。

エ ベトナムにおいては、法的インフラの整備が進められていますが、法制度が十分に機能しないことがあります。また、言語や社会習慣の違いから、被害届の受理、捜査の進捗、被害者への支援などについて、相応の忍耐を要する場合もあります。

(3) 個別リスク

ア 銃器・爆発物等

銃器は一般的に所持が規制されています。しかし、戦争時代に残されたもの、外国からの密輸、国内における密造、少数民族による所有等が見られ、銃器の違法所持及び銃器を使用した殺人、強盗事件等も発生しています。

爆発物も所持や製造などが規制されていますが、建設現場等からの横流しや、SNSなどでハンドメイド銃の個人売買などがあり、強盗、殺人・傷害等に用いられる事件も発生しています。

イ 麻薬等

麻薬等を生成、運搬（密輸）、販売、他人に使用する等社会に拡散させる行為や利益を得る行為などの薬物に関する犯罪は厳しく規制されています。

特に、当地を行き来する外国人が、親しくなった人物から知人への荷物の引き渡しを頼まれ、当地へ持ち込み又は当地から持ち出そうとした際荷物の中から違法薬物が発見され、麻薬等の密輸罪で逮捕されるという事案が見られます。当地で

は薬物に対する処罰が日本より厳しく、薬物に限らず、禁制品の密輸の片棒を担ぐことになると重罪に問われるおそれがありますので、安易に他人の荷物を引き取らないよう注意してください。

ウ インターネット・クレジットカード犯罪等

インターネットが相当程度普及しており、オンラインによる決済等も一部で可能となっています。オンライン決済の普及に伴い、不正アクセス等による商品購入等の不正使用事案が発生しています。またクレジットカードやキャッシュカードのスキミング事案も発生していますので、十分に注意してください。カードの不正利用に関しては場合によっては証拠不十分として捜査すらされないケースもありますので、紛失時には即時カード会社に連絡を取るようになしてください。

エ 汚職

汚職は社会問題化しており、近年、ベトナム当局は汚職対策を強化しています。

オ 賭博

賭博行為は犯罪となります。ベトナムにおいては、賭博罪は非常に厳しい処罰が科せられる可能性があります。法令に基づく許可を得ていなければ少額の賭博であっても逮捕され、長期間にわたる拘束や重い処罰を受けることがあります。

カ 犯罪組織等

当地には、日本の暴力団のような犯罪組織はありませんが、麻薬・武器取引、密輸、経済活動への干渉（契約・取引の強要や金融取引、不動産取引、労使紛争への介入等）に関与する犯罪者の集団が活動しています。

2 当地における最近の犯罪発生状況（ダナン市）

（１）２０２４年中の犯罪件数は次のとおりです。

ア 刑法犯罪認知件数（１月～１２月）：７９５件

イ 刑法犯検挙件数（１月～１２月）：６６３件（８３．４％相当）

ウ 薬物犯罪検挙件数：３８１件

（２）凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、誘拐）、粗暴犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝）窃盗犯罪（すり、ひったくり、空き巣）、知能犯罪（詐欺、横領、カード偽造、贈収賄等）及び風俗犯罪（賭博、売春）などについて、日々事件報道されています。

報道等を通じて得られる情報を基にした２０２４年のベトナム国内における（罪種別）犯罪の発生が認められる主なものは次のとおりです。

ア 殺人・同未遂等

イ 強盗・同未遂等

ウ 誘拐・人身売買

エ 傷害・暴行

オ ひったくり

カ スリ・置引き

キ 忍び込み、空き巣等

(3) 当館管轄地域における一般的なテロ情勢等については次のとおりです。

ア 平成31年1月から令和6年12月までの間、テロの発生はみられません。また、ベトナムに対するテロの実行を呼び掛ける声明等は認められません。

イ 一般的に対日感情は非常に良好ですが、当地にはアジア各国からの滞在者、旅行者がおり、外的な反日的気運の高まりによっては、第三人による反日活動の可能性が高まることも予想されるので注意が必要です。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 防犯における最大の優先事項は「生命・身体の安全」です。万が一、犯罪被害に遭われた場合は、常に生命・身体の安全を最優先に行動してください。

(2) 防犯の3つの手段

ア 予防：予め犯罪に遭遇する可能性（条件）を回避する。

イ 対応：犯罪に遭遇した場合に被害者とならない又は被害を最小限に抑える工夫をする。

ウ 回復：発生してしまった犯罪被害の回復措置を講じる（保険等による物的補償、犯人の処罰請求（警察への届出）による心的ストレスの回復等。）。

(3) 住居の防犯

ア 犯罪に遭遇する可能性を避けるためには外国人が多く住む地域でセキュリティ設備の整った集合住宅に住むことが理想的と考えられます。ただし、外国人の居住する地域においては、戸建て住宅を狙った窃盗事件が発生しているほか、集合住宅であっても盗難事件が発生していることに留意する必要があります。

イ ベトナム人居住地域と密接する場所に住居を定める在留邦人も見られます。

ダナン市の都市部では、鉄筋コンクリート・一部レンガ造・複数階の集合住居が一般的です。間口が狭い長屋型で、複数の壁面が隣家と接しています。このような状況から、次のような対策が必要です。

(ア) 隣家との狭い隙間を利用したいいわゆる“壁伝い”の方法により、建物の高い位置にある窓などの開口部からも侵入されることがあります。開口部の確実な施錠、開口部への格子設置、ガラスへの破壊防止フィルム貼付措置等を講じてください。

(イ) 居室入口の鍵を長年変更しておらず、過去の住人等がそのまま鍵を所有している場合や施錠したはずのシリンダー錠がちょっとしたコツで開錠されてしまうことがあります。入居時の鍵の交換、頑丈な門（かんぬき）及び南京錠の設置等の措置を講じてください。

ウ 当地において盗難被害を補償する保険も販売されています。必要に応じて契約し、被害回復リスクを軽減しましょう。また、配電設備の老朽化・鼠咬・埃の蓄積等による火事への脆弱性が指摘されておりこの点も注意が必要です。

(4) 外出時

ア 外出中注意していただきたい事例は次のとおりです。

(ア) ショッピングモール、イベント会場、路線バス等の混雑箇所におけるスリ

現金等は複数に小分けにし、大切な物はバッグや上着のチャック付き内ポケット等に身につけるようにしてください。刃物でバックを切る、ジッパーを開けられる等の手口が散見されることから、バックを身体の前に抱えて常に監視できる状態にする、または混雑した場所を避けるなどに努めてください。夜間の繁華街の路上で近付いてきた女性にいきなり抱きつかれ、その間に金品をスリ取られたというケースも報告されています。見知らぬ者が近寄ってきた際は、スリのリスクがあることを念頭におき身体に接触させないなど、十分に注意してください。

(イ) 路上におけるひったくり

当地ではバイクタクシーの存在もあり、街の風景として至る所にバイクが溢れています。バイクが背後から追い抜きざまに所持の携帯電話やバッグなどをひったくる事件が多発しています。特に深夜帯、タクシーを呼ぶために携帯電話を操作していたところで被害に遭うケースが跡を絶ちません。携帯電話は周囲をよく確認してから使用する等の防犯意識が必要です。

(ウ) タクシーに関するトラブル

著しく乱暴な運転をしたり、行き先地と異なる場所で停車し目的地まで行くための追加料金を要求されたり、当地通貨の桁が多いことに乗じて、一桁多い金額を請求されるなどの事案が発生しています。普段からよく見かける信頼できる会社のタクシーを利用するとともに、仮に信頼できる会社のタクシーであったとしてもトラブル防止のため、乗車時にタクシーのナンバー等を確認しておくなど警戒を怠らないように努めてください。万が一トラブルが発生した場合、ドライバーが興奮している際には無理はせず、利用したタクシー会社に連絡して必要な措置を講じるなど身の安全を最優先するよう心がけてください。

Vinasun Green Taxi: 028. 38. 27. 27. 27

Mai Linh Taxi: 02363-56-56-56

Tien Sa Taxi: 02363-79-79-79

イ 万が一外出先でトラブルが生じた場合には、ベトナム当局が提供する仕組みを利用することができます。ベトナム文化・スポーツ・観光省では、各都市の空港や市街地などに外国人用ツーリストデスクを設置しています。デスクは全国から電話で利用でき、外国人をサポートしてくれます。（英語、中国語、フランス語での対応可能）

ダナン市の観光客サポート部門：

ダナン ビジターセンター

所在地：No 18 Hung Vuong Street, Hai Chau District, Da Nang City

Domestic Arrival Terminal and International Arrival Terminal at Da Nang

International Airport（ダナン国際空港における国内線及び国際線ターミナル内）

ホットライン：02363-550-111 or *8899 or 02363. 8899（8:00～21:00）

（勤務時間以外はWhatsappアプリによる24時間対応）

(5) その他

このほかに在ベトナム在外公館に寄せられた情報を基に、在留邦人の皆様に気を付けていただきたい事例は次のとおりです。

ア 現金を貸した相手が雲隠れするケース

現金を貸した邦人又はベトナム人が雲隠れするケースが見られます。手口は給料前を理由とした生活費の寸借、生活困窮への支援、闘病中の家族への支援、交際中の異性からの要求、開業への支援などの名目によるものが見られます。

素性の分からない邦人やベトナム人からの金銭貸借の申し入れには特に注意してください。

イ ベトナム人社員による会社資金の不正使用

ベトナム人社員を責任ある地位に就けた途端、書類の改ざん、取引先の変更（キックバックのため）、手当の不正受給、経費水増し等が行われるケースが見られます。信頼しているベトナム人社員であっても、普段の動静に配意し、事務や経理を任せきりにしないよう注意してください。

ウ ベトナム人パートナーとのトラブルに伴う事件（暴行、脅迫、監禁等）

仕事におけるベトナム人パートナーとの間でトラブルが生じた際、数人に取り囲まれて内容の分からないベトナム語の書類にサインを強要される、襲撃（暴行）に遭う、出国できないように画策される（当地では刑事責任を審問されている（容疑を掛けられている）場合や越当局決定・行政違反制裁等の義務不履行、民事被告等に該当する外国人が、ベトナムからの出国を差し止められることがあります。）事案が見受けられます。ベトナム人パートナーを完全に信用したり、業務を任せきりにしたりせず、仮にベトナム人パートナーに不審感があればそのまま案件を放置することなく、第三者を入れる等しながら双方が納得するまで話し合うなど早めの解決に努めてください。

エ 親しくなった人物からの荷物の輸送依頼

知人から搬送を頼まれた荷物の中に違法な薬物が入っており、出入国の過程で発覚、逮捕されて裁判の結果、麻薬等の密輸の罪で死刑判決を受ける外国人がいます。たとえ親しくなった人物からであっても、中身の分からない荷物を持ち運ぶことは絶対に行わないでください。

オ 売買春

売買春は犯罪行為です。都市部には、売春やわいせつ行為を目的として営業しているバーやカラオケなどが存在しています。また、一部の地方には売春宿が集まる地域も存在しており、在留邦人とトラブルになるケースも見受けられます。売買春は犯罪行為であることを再度認識していただくとともに、当局も取締りを強化していますので、責任ある行動に努めてください。

III 交通事情と事故対策

1 当地の交通事情一般

(1) 概況

経済成長に伴い、人口が著しく増加し、それに伴ってバイクや乗用車などの車両も年々増加していることから、主に都市部を中心に渋滞及び交通事故の発生が深刻化しています。車両の運転には運転免許が必要であり、一般的な交通規則は当地の道路交通法により定められています。しかし、交通インフラが車両の増加に追いついておらず、一般市民の交通ルールに関する理解が十分でない状況が見受けられます。都市部では、信号や道路標示が適切に整備された場面等において、徐々に運転手が規制に従う傾向も見られますが、全般的には遵法意識が低く弱者優先、譲り合いといったマナーについても根付いていないのが現状です。

一方、郊外では渋滞は少ないものの、スピードが出せるために一旦事故が発生すると、被害が大きくなる傾向が見られます。

(2) 交通事故の発生状況（ダナン市）

2024年中の交通事故発生状況は以下のとおりです。

ア 件数：596件

イ 死者数：134人

ウ 負傷者数：557人

2 交通事故対策

ベトナム政府は国家交通安全委員会を組織し、交通安全政策に取り組んでいます。

交通インフラの整備、交通安全教育、交通違反に対する罰則強化、取締りの推進等に取り組んでいます。交通事故の発生件数や死傷者数は増加傾向にあります。

また、ベトナム政府が発表する数値は、必ずしも日本の警察が発表している数値と同じ統計方法を用いていないことを念頭におき、当地の交通事情に合わせた慎重な行動が必要です。

ベトナムの交通事情を鑑みれば、公共交通機関（バス）、タクシー、運転手付きの自家用車の利用をお勧めします。その他、在住者がよく利用するGrab（オンラインによる配車サービス）は、個人所有の車両をいつでも手配できます。（利用にはスマートフォン上にアプリのダウンロードが必要。）

また、生活する上で、道路を横断することは避けられません。次の点に十分注意してください。

(1) ベトナムの道路事情への対応

ベトナムでは、ロータリーや右折可（信号に関係なく安全が確認できればいつでも右折可）等の交差点が見られます。都市部における一方通行規制や時間帯による車両通行規制も多く見られます。ベトナム人の中には、これらの場面において交通ルールに従わず、無理矢理割り込みする者や逆走する者等がいます。

また歩道をバイクが走行する、歩道自体がバイクの駐輪場化するなど、歩行者が歩道を歩けない場面が見受けられるほか、歩行者が道路を渡りきらないうちに信号が変わってしまうこともしばしばあります。特に歩行者が道路を横断する場合は、

向かってくる車両のみに注意するだけでなく、あらゆる方向から近付いてくる車両にも注意しなければなりません。ベトナムでは横断歩道も歩行者にとって安全とは言えず、一時停止してくれるような車両はほぼないため、横断の際にはくれぐれもご注意ください。

（２）ベトナムの法律の遵守

当地では、日本国の運転免許証又は国際運転免許証は有効ではありません。自動車又はバイクを運転する場合には、必ずベトナムの運転免許を取得してください（日本の運転免許証からの切替えも可能）。また、当地においても、無免許、飲酒（酒気帯び）運転、速度超過、信号無視等の行為は交通違反です。そのほか、オートバイ乗車時にはヘルメットの装着も義務付けられています。ベトナムで車両を運転する場合は、必ず当地の交通法規を遵守してください。

（３）保険への加入

国が定める強制保険の制度はありますが、補償額が少額であることから、事故が発生した際の保障が不十分であるとの指摘があります。また保険期間終了後、被保険者に通知がないため、契約者本人が気をつけていないと無保険のままであることも多いと指摘されています。強制保険の不足分を補う任意保険も当地で販売されていますので、強制保険に必ずご加入の上、ご自身の条件に合わせて任意保険への加入も是非ご検討ください。

（４）事故発生後の対応

交通事故が犯罪に該当するものでない場合や軽微な交通事故の場合などは、事故の解決は当事者間の示談で行われるケースがほとんどです。交通事故の示談では双方の言い分が食い違うこともありますので、無用の議論を避けるためにも、軽微な交通事故であっても、なるべく事故現場へ交通警察官の派遣を要請することやドライブレコーダー（車載カメラ）等の器材を車両に備え付けることも検討してください。

（５）交通事故の警察への届出

交通事故が発生した場合ベトナムの法律上は必ず警察に届け出なければなりません。ただし、人身・物損事故を問わず、重大な傷害や損害が生じない限り、警察に届け出しないで当事者間で示談することがほとんどです。

交通事故が発生した現場の土地柄（農村、少数民族居住地等）によっては、多数の群衆に囲まれることがあります。また、当事者の一方が外国人であると分かった場合、同胞意識の高さから、責任の多寡にかかわらず、外国人側が一方的に反感を買うこともあります。群衆から襲撃されそうな気配を感じた場合は、すぐに現場を離れて身の安全を確保した上、事後に警察に届け出る等、臨機応変な対応をしてください。

交通警察官はベトナム語しか通じない者がほとんどですので、交通事故の処理に際しては、職場の同僚などベトナム語を理解する方の協力を得るなどし、交通警察官との円滑な意思疎通ができるよう努めてください。

III 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素からの準備と心構え

緊急事態発生時の安否確認は、「在留届」に記載された情報を基礎として行います。
3か月以上滞在される方は、必ず「在留届」を提出してください。また、在留届は常に最新の状況が反映されることが必要となりますので、転出や変更があった場合も速やかに届け出するようにしてください。

また当地から、旅行や出張などで他国へ訪れる際は、是非「たびレジ」にご登録ください。訪問国の日本大使館・総領事館から安全情報を入手できるだけでなく、緊急事態が発生した場合には、安否確認にも利用できるなど、皆様の安全対策に多くのメリットがあります。

2 在留時のリスク

(1) 総論

ア この「安全の手引き」において、緊急事態とは主に次の事項を想定しています。

(ア) 大規模自然災害（地震、津波、風水害、等で多数の死者、行方不明者を伴うもの）

(イ) 重大事故（海上、航空、鉄道、道路等に関する事故で多数の死者、行方不明者を伴うもの、有害な物質等の流出・拡散事故、大規模な火災、爆発事故等で影響が広域、多数者に及ぶもの等）

(ウ) 重大事件（ハイジャック、人質・誘拐、テロ、大規模なデモや騒乱、暴動等）

(エ) 武力攻撃事態（国外からの武力攻撃、内戦等）

(オ) その他（感染症のパンデミックで多数の死者を伴うもの等）

イ 防災の観点から、「自助・共助・公助」の考えに基づいて行動することが効果的であるとされています。このことは、緊急事態対処においても同じです。

(ア) 自助：日ごろから生活必需品の備蓄や所持品の点検・整理を行い、予め緊急事態の発生に備えてください。緊急事態発生時には速やかに安全な場所に避難する等、まずは自分の身を守りましょう。

(イ) 共助：同じリスクを共有する者同士が互いに助け合うことをいいます。勤務先等や地域における協力、子供やお年寄りなどの弱者への支援等、周りの人たちと連携・協力し、相互に助け合いましょう。

(ウ) 公助：国等の公的機関が行う支援のことをいいます。緊急事態の発生に際しての安否確認に関する支援、旅券の緊急発給に関する支援、国際救助活動・救援物資の輸送、外国への便宜要請等を行います。

(2) 個別リスク

ア 大規模自然災害

当地では主に、台風や洪水の災害リスクがあるとされています。また北部では複数の断層が確認されており地震のリスクがあるとされているほか、中部沿岸地域はマニラ海溝で地震が発生した場合の影響による津波のリスクがあるとされ

ています（アセアン災害リスク管理イニシアチブ、国連報告書。）。

イ 重大事故

遊覧船の沈没事故等の水難事故、バスの交通事故等の発生が散見されます。特に遊覧船等を利用する場合は信頼のおける業者を利用してください。

ウ 重大事件

現在のところ反政府武装勢力による蜂起やテロ攻撃のリスクは認められていません。

エ 武力攻撃事態

周辺国との間で領土などに関する問題が存在しますが、武力衝突などの差し迫った事態は認められていません。

オ その他（感染症のパンデミックで多数の死者を伴うもの等）

新型コロナウイルス感染症によりここベトナムでも多くの死者が出ました。それ以外の例年のものと麻疹やインフルエンザ、デング熱などが時期的に流行することがあります。

（３）緊急連絡先の確認

ア ベトナム当局

ベトナムに滞在する外国人に関する事項全般については、各市・省の外務局が担当することとされています。また邦人保護に関し、実際に現場で活動するのは各市・省の公安（警察）となります。このため、これらの機関は非常に重要です。

イ 日本国総領事館

緊急事態への対処においては、早い段階での情報入手が極めて重要です。緊急事態の兆しや緊急事態発生の情報がある場合には速やかに総領事館へも情報提供してください。

ウ 日本国内の緊急連絡先

緊急事態の発生地域や種類によっては、通信インフラが壊滅するなど電話等が不通となる可能性が考えられます。予め日本国内の家族や勤務先等と調整しておき、万一連絡が不通となった場合、日本国外務省等への通報を要請しておきましょう。

（４）家族等身近な者とのルール等の確認

当地において一緒に滞在している家族、同僚等身近な人たちと次の点について予め話し合い、行動パターンなどを決めておきましょう。

ア 一時的な集合（避難）場所、移動手段（車の乗り合わせ等）

イ 連絡手段

ウ 必要物資の一時的な備蓄等

2 緊急時の行動

(1) 情報収集

ア ベトナム当局の発表

ベトナムでは、緊急事態が発生した（又は発生が予想される）場合、次のメディアで声明が発出されることとされています。タイムリーな情報を得るために、必ずご自身で直接情報の確認をお願いします。

- (ア) 国営テレビ（VTV）
- (イ) ベトナムの声（ラジオ）
- (ウ) ベトナム・ニュース
- (エ) 人民新聞（ニャンザン）

イ ベトナム当局の窓口

各級人民委員会（外務局）が公式な窓口となりますが、緊急の場合は、人民公安（警察）等へも問い合わせることをお勧めします。

ウ 緊急事態発生時におけるラジオ放送等

- (ア) NHKワールドのラジオ国際放送（ラジオ日本）及びVOV（ベトナムの声）

日本語放送で情報が提供されますので、両放送が受信できる6MHzから21MHzの周波数帯を有する国際放送対応の携帯用ラジオの所持をお勧めします。両放送の放送時間と周波数は以下のとおりです。

a NHKワールド・ラジオ日本（日本語短波放送）

放送時間（ベトナム時間（日本時間））	放送周波数（2025年1月現在）
09:00-12:00（11:00-14:00）	17810kHz
14:00-16:30（16:00-18:50）	15280kHz
17:00-21:00（19:00-23:00）	11815kHz
22:00-24:00（00:00-02:00）	11815kHz
04:00-06:00（06:00-08:00）	11630kHz

b VOV・ベトナムの声（日本語短波放送）

放送時間（ベトナム時間（日本時間））	放送周波数（2023年1月現在）
18:00-18:30（20:00-20:30）	9840/12020MHz
21:00-21:30（23:00-23:30）	同上

ウェブサイト：・ <https://vovworld.vn/ja-JP.vov>

- (イ) 総領事館からのメール送信

在留届にご登録いただいたメールアドレスに対し、情報を発信します（大規模災害用緊急一斉通報機能（通称「領事メール」））。

(2) 安否確認

在外公館への安否連絡

緊急事態が発生した（又は発生が予想される）地域に滞在する邦人の方におかれましては、お勤め先、邦人コミュニティ等を通じて安否に関する情報を取りまとめているなどして、積極的に外務省又は当館にご連絡ください。

(3) 避難・退避

ア 時期（国内・国外）

あらゆる手段で情報を入手していただき、状況が悪化する前に退避を決断してください。迷った際には、安全は全てに優先することを念頭に行動してください。

(例) 緊急事態が発生していない都市への一時移動

同伴家族の先行帰国

通常業務を縮小し責任者以外の職員の先行帰国等

イ 退避経路

(ア) ベトナムの国土は南北に長く、東側及び南側は海（南シナ海及びタイ湾）、北側及び西側は陸続き（中国国境、ラオス国境及びカンボジア国境）となっています。在ダナン総領事館管内の国境ゲートは13か所ありますが、現在平時において、外国人の通過が許されているのは、次の6か所です（凡例／QL：国道、AH：アジアハイウェイ、HCMR：ホーチミンルート、TL：県道）。

a ラオスーベトナム国境（主要5箇所）

- ① チャロ（Cha Lo、クアンビン省）
ダナンから約 440 km、主要経路：QL1、HCMR、QL12A
- ② ラオバオ（Lao Bao、クアンチー省）
ダナンから約 305 km、経路：QL14G、HCMR、QL9
- ③ ラライ（La Lay、クアンチー省）
ダナンから約200km、経路：QL1A、QL49、QL14G、HCMR/QL14
- ④ ナムザン（Nam Giang、クアンナム省）
ダナンから約147km、経路：QL14B、QL14D
- ⑤ ボイ（Bo Y、コントウム省）
ダナンから約 245 km、主要経路：QL14B、HCMR、QL40

b カンボジア－ベトナム国境（主要 1 箇所）

- ①レータイン (Le Thanh、ザーライ省)
ダナンから約 415 km、主要経路：QL14B、QL14、QL14C

(イ) 主要な港町及び主要な水上交通は次のとおりです。

a 主要な港町

- ①ダナン (Da Nang、ダナン市)、
- ②クイニョン (Quy Nhon、ビンディ省)
- ③フエ (Hue、フエ市)
- ④ズンクアット (Dung Quat、クアンガイ省)

b 主要な水上交通

ハン川（ダナン）⇄リーソン島（クアンガイ）（一時停止）

(ウ) 国際空港が封鎖された場合には、緊急事態の発生地を避けて陸上又は水上を移動することとなります。ダナンから陸路で国外退避する場合、数百キロの道のりを移動しなくてはなりません。

ダナン市からハン川の水上交通を利用して南シナ海まで出ることが可能ですが、人員輸送のためのインフラとしては十分でないと考えられます。しかし、有効な陸上の移動手段がない場合は選択肢の一つとなる可能性があります。

(4) その他

災害等に関し、地域によっては、昔ながらの防災の知恵が息づいているところもあります。例えば、洪水時、道路や住宅等が冠水することはよくある事態であるため、身の回りの大切な物だけ携行し、水かさの増加に合わせて高いところへ移動する（水かさの減少に伴い戻る）、小船を出して一時的に水上生活に移行する等の行動が見られることがあります。場合によっては、上記の方法も勘案の上、過酷な状況を一時的に乗り切ることにも必要です。

IV 緊急連絡先等

携帯電話から電話する際及びダナン市外の地域から電話する際は、ダナン市の市外局番「0236」を頭に付けてください。

1 警察、消防等

ア	ダナン市警察（公安）	3822-300
	（24時間受付窓口）	3822-300
イ	ダナン市交通警察	3821-306
ウ	ダナン市出入国管理室	0694-260-186
エ	警察（緊急）	113
オ	消防（緊急）	114
カ	救急（緊急）	115
キ	ダナン国際空港	3539-555（ヘッドオフィス）
	ホットライン	0905-920-019

2 医療機関

ア	Da Nang General Hospital（ダナン総合病院）	3821-118
	124 Hai Phong, Da Nang City	ホットライン：1900-9095
イ	Vinmec Da Nang International Hospital	電話・救急：0931-121-261
	（ビンメックダナンインターナショナル病院）	予約：0236-371-1111
	30 thang 4, khu dan cu so 4 Nguyen Tri	
	Phuong, Hai Chau, Da Nang City	
ウ	Family Hospital（ファミリー病院）	電話：0236-3632-111、
	73 Nguyen Huu Tho, Da Nang City	コールセンター：1900-2250
		救命救急室：02363.632.333（24/7）

（注）緊急の場合や外出先での急病の際には、救急車（115）を呼ぶことも可能ですが、先方との対応がベトナム語のみとなるほか、現場到着が遅い場合があるなど日

本とは根本的な対応が異なります。また、最寄りの受入れ可能な地元の病院へ搬送されることともあります。掛かり付けの（外国人向け）病院への搬送を希望する場合には、上記の病院に直接連絡し、救急車の手配を依頼することが大切です。

3 ツーリストサポートデスク等

- (1) ダナン市の観光客サポート部門：ダナン ビジターセンター
ホットライン：02363-550-111 or *8899 or 02363.8899 (8:00~21:00)
(勤務時間以外はWhatsappアプリによる24時間対応)
- (2) ダナン・タクシー・ホットライン
Vinasun Green Taxi: 028.38.27.27.27
Mai Linh Taxi: 02363-56-56-56
Tien Sa Taxi: 02363-79-79-79

4 航空会社

- (1) ベトナム航空 1900-1100
0236-3830-339
- (2) ベトジェット 1900-1886
0236-3692-665

5 法律相談、弁護士事務所

ダナン弁護士協会

メールアドレス: doanluatsu43@gmail.com (英語対応可能)

所在地: No 91 Yen Bai Street, Hai Chau District, Da Nang

6 在ダナン日本国総領事館

- (1) 住所
Floor 4-5, Lot A17-18-19, 2/9 street, Binh Thuan Ward, Hai Chau District, Da Nang City, Viet Nam
- (2) 電話番号
 - 代表電話 02363-555-535
(緊急時・夜間・休館日は緊急コールセンターに転送されます。)
 - 領事班Eメール ryoji-danang@xu.mofa.go.jp
- (3) 開館時間
08:30-17:15
(土日、ベトナムの祝祭日及び日本の祝祭日のうち一部は休館日)

7 緊急時の言葉（ベトナム語）

- 「泥棒」 アンカップ
- 「助けて」ズップトーイ
- 「警察」コンアン
- 「救急車」セーカップキュウ
- 「火事だ」チョイゾーイ

- 「病気です」オム
- 「医者を呼んでくれ」ゴイ バックシー
- 「警察を呼んでくれ」ゴイ コンアン
- 「電話」ディエントアイ

以上の内容を参考に、緊急事態が発生した際には迅速に行動し、安全を確保してください。